

■会議結果の概要

会議の名称
例月出納検査及び定例監査
開催日時
令和7年12月23日(火) 午後1時25分から午後3時15分まで
開催場所
北名古屋市役所 東庁舎 3階 政策審議室
出席者数
監査委員2名、事務局職員他13名
議題(公開・非公開の別)及び会議の内容(審議経過、結論等)
(検査及び監査の経過については非公開) (1) 令和7年11月分例月出納検査(下水道事業会計含む) 例月出納検査結果 ア 現金(預金)の出納状況を調査した結果、誤りは認められなかった。 イ 出納諸帳簿及び証拠書類に誤りは認められなかった。 (2) 定例監査(危機管理課及びまちづくり推進課) 定例監査結果(別紙のとおり)
非公開の理由
監査又は検査に係る事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれがあるため、非公開。(北名古屋市情報公開条例第7条第6号)
傍聴者数
その他
照会先
監査委員事務局監査課 ファックス番号:0568-23-3160 電子メールアドレス:kansa@city.kitanagoya.lg.jp

北名古屋市監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和8年1月30日

北名古屋市監査委員 吉野修進

北名古屋市監査委員 桂川将典

定例監査の結果について

1 監査の対象及び実施期間

危機管理課及びまちづくり推進課

対象期間 令和7年4月1日から令和7年12月23日までの所管事務

実施期間 令和7年12月2日から令和7年12月23日まで

2 監査の概要

所管事務の執行について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査するとともに、関係職員から説明を聴き、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼とし、北名古屋市監査基準に準拠して監査を実施した。

3 監査の結果

監査を実施した結果、各所管の事務事業の執行処理状況については、概ね適正に行われていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

危機管理課及びまちづくり推進課の事務事業の内容及び監査の結果については、次のとおりである。

<危機管理課>

主な所管事務は、危機管理にかかる総合調整、国民保護計画、地域防災計画、防災対策の総合的な企画及び調整、災害緊急出動体制、自主防災組織、防災行政無線、消防、生活安全部の庶務に関する事務である。

意見

- (1) 契約事務の実施にあたっては、契約規則に沿った手続きを執行すると共に、書類等の作成について内容確認を徹底されたい。
- (2) 被服等貸与品の管理に際しては、適正な管理方法について検討されたい。

<まちづくり推進課>

主な所管事務は、交通安全、放置車両、防犯、交通安全施設及び防犯施設、地域公共交通、自転車駐車場、市民活動、市民活動センター、自治会、認可地縁団体制度、男女共同参画に関する事務である。

- (1) 収入事務について
一般寄附事務において、寄附受領伺いを省略していた。
- (2) 補助事業について
防犯カメラ設置費補助金について、通知書の記載内容に誤りがあった。

意見

- (1) 収入事務において、受付印がないものが見受けられたので押印を徹底されたい。
- (2) 他市町とともに助成金を支出している団体については、市の税金を原資として
いることから、効率的及び効果的に公益事業が遂行されるよう定期的に内容を把握し、改善されるべき事項がある場合には見直しができるよう協議されたい。
- (3) 団体が公共施設を使用する際に、所管課を通じて減免申請を行う場合は、慣例にとらわれることなく、公益上真に必要なものであるか十分に精査し実施されたい。